

…パブリックコメント制度については、第6回審議会にて概要を説明したところです。

自治基本条例上にパブリックコメント等記載の有無を以下にまとめました。

団体名	自治基本条例上の明記(パブリックコメントに近似する記載事項)	パブコメ条例等の有無
小田原市		小田原市意見公募手続条例
南足柄市	(パブリックコメント) 第22条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を策定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続をとらなければなりません。 2 市長等は、前項の手続により提出された市民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。	—
中井町	(町民参加の推進) 第16条 町は、行政運営に関する計画及び政策を検討するときは、町民がその検討に参加し、又は町民の意見を反映させる機会を設けるよう努めなければならない。 2 町は、前項の機会を設けるに当たっては、年齢、性別、地域等の別を必要に応じて考慮しなければならない。	中井町町民意見公募手続実施要綱
大井町		大井町パブリックコメント実施要綱
山北町	(町民からの意見聴取) 第18条 町は、重要な計画の策定及び条例の制定等に際し、広く町民の意見聴取をしなければならない。 2 町は、総合計画等各種事業計画を策定する場合には、町民参加型の会議等を開催して意見聴取をしなければならない。 3 町民は、パブリックコメント制度に基づいて必要な提案を行うことができる。	—
開成町	(町民参加) 第19条 執行機関は、政策決定の過程において、町民が意見を表明し、参加できる手続きを講じるよう努めなければなりません。	開成町パブリックコメント手続条例
箱根町	(意見聴取制度) 第22条 町は、重要な計画などの策定に当たり、事前に案を公表し、町民の意見を聴き、計画などに反映させることを原則とし、提出された町民の意見に対する町の考え方を公表します。	—
湯河原町	(町民意見の公募) 第12条 町は、重要な政策、計画等の策定に当たり、事前に案を公表し、町民の意見を聴き、政策等に反映させるとともに、提出された町民の意見に対する町の考え方を公表しなければならない。ただし、緊急性を要するものについては、この限りでない。	湯河原町自治基本条例施行規則

真 鶴 町	(町民からの意見聴取) 第9条 町長は、重要な計画及び政策を検討するときは、広く町民の意見を聴取する機会を設けるよう努めなければならない。	—
-------	--	---

※「パブコメ条例等の有無」欄中の「—」は、法規(条例・規則・要綱)による定めが確認できなかったことを示す。

※本事前資料に対する委員からの意見は以下のとおり。

委員意見	<p>パブリックコメント制度について</p> <p>①必要である</p> <p>②しかし、<u>町は、重要な計画の策定及び条例の制定等に対し、の重要さをだれが判定するのか、結局は執行機関の恣意に委ねられ、多くの自治体でこの制度が形骸化されている。</u>大切なのは、住民への情報公開を説明責任と、決定権は住民にあるという民主的信念を持つかどうかである。その辺りを簡単に表現できれば幸いである。残念ながら、近辺の例には妥当なものはない。</p> <p>③議会や住民からパブリックコメントを要求する手続きが出来れば良いが？</p>
------	---